

検認の実施時期の変更について

検認の実施時期を船舶の定期検査時期に合わせます。

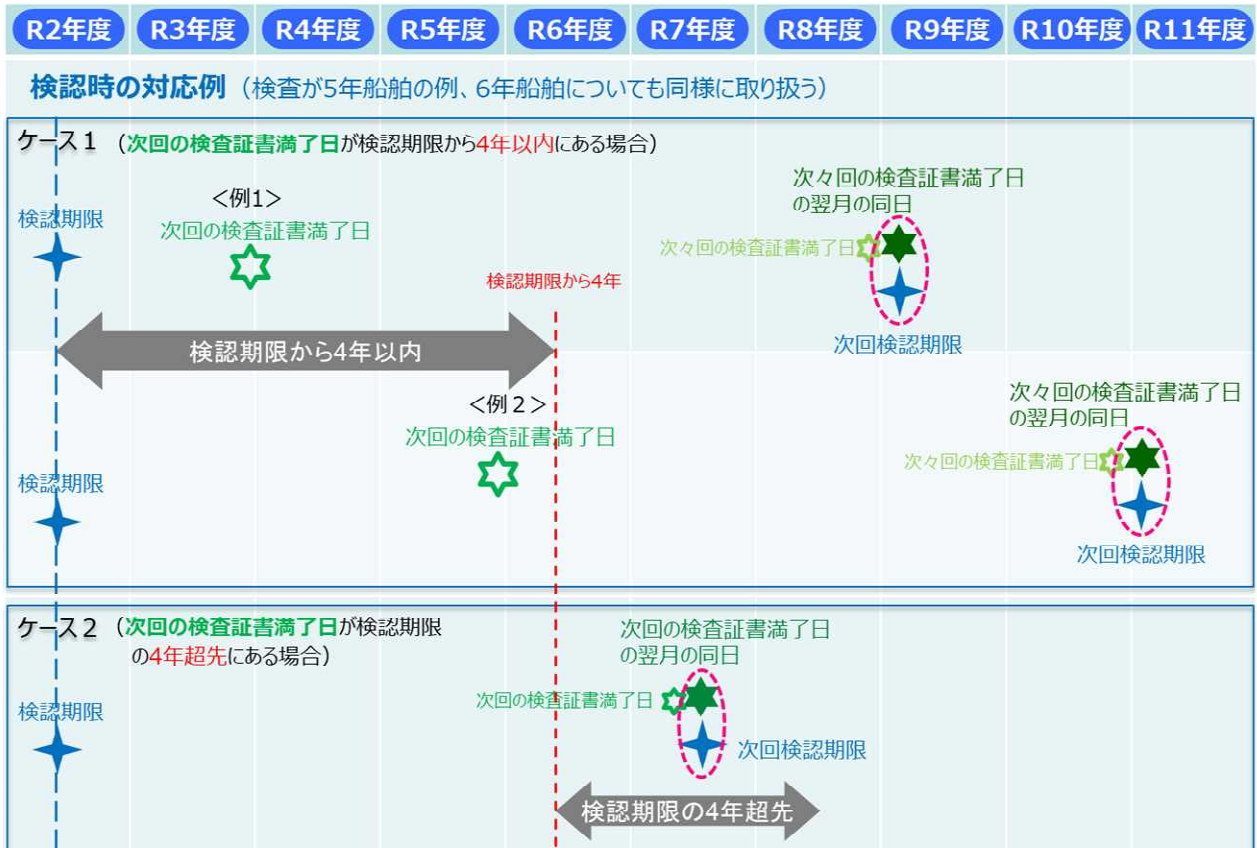
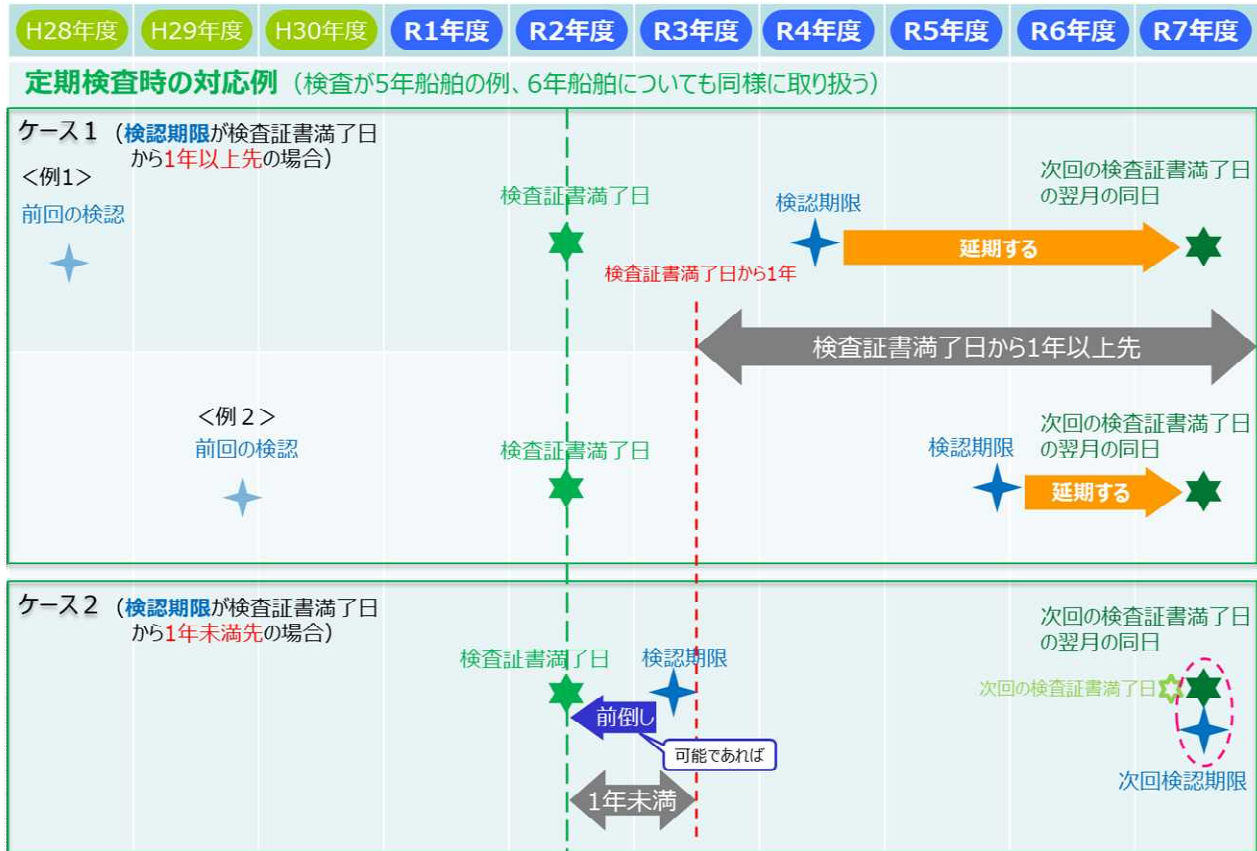
船舶の不稼働損失の低減、申請手続き負担の軽減、検認の受け忘れの防止、船舶国籍証書検認期限指定書の紛失防止などの観点から、検認の実施時期を変更します。

令和2年度より、次回の検認期限を船舶検査証書の満了日に合わせる対応をいたします。

この取扱は、基本的に検認期限の延長で対応いたします。（次頁参照）

船舶の検認につきましては、船舶法第5条の2第2項に、100GT以上の鋼船については4年、100GT未満の鋼船については2年を経過した後に行うことと規定されております。

検認期限を定期検査日に合わせる対応方法例



その他留意事項

- 令和2年4月以降に定期検査を受検される際は、船舶国籍証書の裏面、船舶国籍証書検認期限指定書または船舶国籍証書提出期日延期許可書に記載されている船舶国籍証書検認期限をご確認のうえ、ご連絡ください。

該当する場合は新たに船舶国籍証書提出期日延期指定書を交付し、検認期限を延期いたします。

- 検認の実施時期の変更につきましては、国等が所有する船舶や総トン数5,000トン以上の船舶など、書類のみの検認となっている船舶についても、同様の取扱をいたします。

ご不明な点等ございましたら、最寄りの運輸局、運輸支局または海事事務所にお問い合わせください。



国土交通省

北陸信越運輸局
海事部 船舶安全環境課

Tel : 025-285-9158

Fax : 025-285-9176